

# 障がい者雇用のすすめ方

## レントに相談

短期間雇用をし、状況を見た上で継続雇用をしたい

ハローワークへの求人提出のご案内をします



### 障害者トライアル雇用

目的：試行雇用で受け入れ、継続雇用のきっかけづくりを行う。

対象者：ハローワークの求職登録者

対象事業主：一定の条件あり

★ 勤務時間：週 20 時間以上

★ 期間：原則 3 ヶ月間

★ 事業所への奨励金

一人あたり 40,000 円/月

### 障害者短時間トライアル雇用

対象者：精神・発達障がい者

★週 10 時間以上 20 時間未満

★3 ヶ月以上 12 ヶ月以下

★事業所への奨励金

一人あたり 20,000 円/月



短期間実習をしてもらい、状況を見た上で雇用したい



### 障害者チャレンジ事業 (島根県独自の事業)

目的：障がい者の職場実習を行うことで、職場の方々に障がいへの理解を深めてもらい、当人に職場実習の場を提供する。

事業主から実習生に対する賃金の支払いは不要

対象者：障害者就業・生活支援センターの登録者で本事業により実習を行うことが適当と判断した者。

対象事業主

・県内に事務所を有する事業主

・本事業を行うことで、障がい者雇用に対する理解が高まるとセンターが判断した事業主

★ 実習期間：10 日間以内

★ 1 日あたりの実習時間：3 時間以上 8 時間以内

★ 職場実習謝金（事業主・実習者）

1 日 2,000 円

※ 但し、事業主は上限 10,000 円

★ 傷害保険には加入済み



レントのアドバイスを受けながら 雇用ができます

お問い合わせはコチラへ

〒697-0027 浜田市殿町75-8  
TEL&FAX 0855-22-4141  
HP <http://www.iwami-lento.org/>

浜田市 レント

検索

社会福祉法人 いわみ福祉会

浜田障害者就業・生活支援センター

レント